

議第 5 6 号

呉市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
呉市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市斎場条例の一部を改正する条例
呉市斎場条例（昭和 2 6 年呉市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。
別表中

「
 市内居住者」を「
 市内等居住者」に、
「
 動物」を「
 動物 1 体につき」に改め、

同表備考第 1 項を次のように改める。

- 1 市外居住者に係る使用料は、火葬に付される者が本市及び本市と広島中央地域連携中枢都市圏に係る地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項に規定する連携協約を締結した市町のうち市長が認めるもの（以下「本市等」という。）以外に住所を有していた者であったとき若しくは死産児の火葬のために斎場を使用する者が本市等以外に住所を有する者であるとき又は胞衣、産汚物等若しくは動物の火葬等のために斎場を使用する者が本市以外に住所を有する者であるときに適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

火葬場の広域利用の実施に当たり、所要の規定の整備等を行うため、この条例案を提出する。